

通所介護事業所デイサービスセンター穂の国荘

ご利用者の方々へ
利用料金変更のお知らせ

令和2年10月1日より利用料金が変わります

令和2年10月より、当施設では「新型コロナウイルス感染症にかかわる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」により、利用感染拡大防止への対応を適切に取り組んでいる観点から料金が変わります。（指定通所介護のみ加算をいただきます）

通所介護事業所デイサービスセンター穂の国荘の利用料金は以下のとおりです。

① 指定通所介護 利用料金（1日分）

（現在の利用料金）

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単価	648円	765円	887円	1,008円	1,130円
入浴介助加算	50円	50円	50円	50円	50円
個別機能訓練加算(I)	46円	46円	46円	46円	46円
サービス提供体制強化加算(I)イ	18円	18円	18円	18円	18円
自己負担額	762円	879円	1,001円	1,122円	1,244円

変更後（令和2年10月からの利用料金）

	変更前		変更後（月4回まで）
要介護1	648単位/回	⇒	709単位/回（約61円/回）
要介護2	765単位/回	⇒	829単位/回（約64円/回）
要介護3	887単位/回	⇒	952単位/回（約65円/回）
要介護4	1,008単位/回	⇒	1,076単位/回（約68円/回）
要介護5	1,130単位/回	⇒	1,200単位/回（約70円/回）

例) 3日利用までは1回 4日～6日利用は2回 7日～9日利用は3回
10日以上利用は4回
回数だけは掛けさせていただきます。

・介護職員処遇改善加算（I）

上記自己負担分（1日分）×1ヶ月分の利用回数に0.059を乗じた額。

・介護職員等特定処遇改善加算（I）

上記自己負担分（1日分）×1ヶ月分の利用回数に0.012を乗じた額。

★地域区分による上乘せ分が発生するため、上記自己負担額（1日分）×1ヶ月分の利用回数＋介護職員処遇改善加算（I）＋介護職員等特定処遇改善加算（I）に1.014を乗じた額が介護保険における1ヶ月分の自己負担額となります。

※小数点以下の計算は、利用回数などにより多少の差が生じることがあります。

（現在の利用料金）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担分	827円	955円	1,087円	1,217円	1,350円

② 指定介護予防通所介護（従来相当） 利用料金（1ヶ月分）
（現在の利用料金）

介護予防区分	要支援1	要支援2
基本単価	1,655円 / 月	3,393円 / 月
運動機能訓練加算	225円 / 月	225円 / 月
サービス提供体制強化加算(I)	72円 / 月	144円 / 月
自己負担額	1,952円 / 月	3,762円 / 月

・ 介護職員処遇改善加算（I）

上記自己負担分（1日分）×1ヶ月分の利用回数に0.059を乗じた額。

・ 介護職員等特定処遇改善加算（I）

上記自己負担分（1日分）×1ヶ月分の利用回数に0.012を乗じた額。

★地域区分による上乗せ分が発生するため、上記自己負担額（1日分）×1ヶ月分の利用回数＋介護職員処遇改善加算（I）＋介護職員等特定処遇改善加算（I）に1.014を乗じた額が介護保険における1ヶ月分の自己負担額となります。

※小数点以下の計算は、利用回数などにより多少の差が生じることがあります。

介護予防区分	要支援1	要支援2
介護保険自己負担分	2,119円	4,085円

上記内容における変更事項は従来の重要事項説明書・契約書とあわせて変更となります。お手数ですが、同封いたしました「介護報酬改定による利用料の変更契約書」に必要事項を記入し送迎時に職員にお渡し下さい、お願いいたします。
（もう一部はご家族の方の控えとして下さい。）

不明な点につきましては、

通所介護事業所デイサービスセンター穂の国荘（TEL0533-93-7575）伊藤 までご連絡下さい。